

事務センターだより

第130号
平成 27年 3月 16日
亀山市学校事務センター
リーダーグループ



中学校の卒業式が終わり、小学校では卒業式の準備に余念がない時期です。事務センターでも、年度末でひとごぎりを終えます。1年間、事務センターへのご協力ありがとうございました。

学校事務あれこれ



＜ 旅費について ＞

職員会議等で配布した「年度末・年度始め旅費精算について」を見て、期日を守ってください。新しい道の開通による共通用務先の変更は、ありませんでした。

2月分旅費振込日 ⇒ 4月27日



＜ 備品について ＞

終業式をむかえ、教室の片付けにかかっているかと思います。持ち出した備品は、元の場所に戻してください。事務センターでは、来年度購入の備品がなるべく早く納品できるよう、準備を進めています。



＜ 通勤届について ＞

- ・2月の中旬より中勢バイパス(津～久居間)の開通により、距離が短くなる場合は通勤届を提出する必要があります。実際には通らなくても、「一般に利用しうる最短の経路」という条件があるので、お近くの方はご確認ください。
- ・住居移転等で通勤に変更があったら、育休など長期休職していても、届けが必要です。復帰した時に、届出漏れがおこると困るからです。配偶者が該当していましたら、連絡をお願いします。
- ・初任者研修担当者や栄養教諭で、状況が変わる方も提出が必要です。

＜ 講師（県費常勤）の先生へ ＞

以前にもお知らせしましたが、本年度より、引き続き県費常勤講師をされる場合は、社会保険証を返却しないことになりました。

社会保険料は4月給料で、3月・4月の2ヶ月分天引きされます。新規採用者や、次の勤務まで14日以上空く方や、常勤から非常勤になる方は保険証を返却することになります。

尚、住民税は3月給料で、3月・4月・5月の3ヶ月分が天引きされます。



＜ 職員異動時の書類 ＞

◎ 市内異動

事務センターで必要な書類は受け渡しするので、本人が持参する必要はありません。

◎ 市外異動

転任する学校へ持参する書類(給与・服務関係)をお渡しします。出勤簿も持参する必要がありますので、早い目に休暇簿等を記入してください。

◎ 退職者

共済組合員証(扶養者全員分)を返却してください。(任意継続申請者を含む)

＜ 互助会 補助金について ＞

文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設利用補助金請求書は、3月25日までに事務職員に提出ください。それ以降は、各自で切手を貼り提出ください。4月7日互助会必着です。



・・・学校事務の効率化を進め、学校の教育業務を支援する・・・亀山市学校事務センター

学校事務に関する問い合わせや相談ごとがあれば・・・亀山市学校事務センターまで

専用電話 82-1177 FAX 82-2766



(リーダー 久保田)